

「ハレノポリスくーポン」事業の協賛届出について

1 「ハレノポリスくーポン」事業

「ハレノポリス」とは、県内での犯罪発生状況や、不審者に関する情報、交通事故発生状況等、県民が安心・安全な暮らしを送り、必要に応じて自主的な防犯活動が行えるよう、有意義な情報を配信する防犯情報配信アプリです。

「ハレノポリス」の有効性を発揮するためには、一人でも多くの県民の方に、アプリをダウンロードしていただく必要があり、利用者にメリットのあるクーポン機能により、ハレノポリスの普及促進を図るとともに、地域と密着した活動を行う事業者の皆さんと連携してクーポンを提供することで、地域ぐるみで防犯等に取り組む機運を醸成し、もって「安全・安心な岡山」を実現することを目的としています。

2 事業の概要

- (1) ハレノポリスのクーポン掲載欄には、協賛店舗の店舗外観写真や店名、住所等の店舗情報、クーポン内容を掲載することができます。
- (2) 協賛店舗等では、「ハレノポリスくーポン」を提示する方に対してサービス、商品の割引等の特典を設けていただきます。

3 協賛店舗等の具体的活動

- (1) 商品、施設の利用料金の割引などの特典（サービス）の提供をお願いします。
- (2) 割引対象商品は、全品目にわたるものでも、特定の品目のみでも結構です。
- (3) 商品の割引、ポイント制度の加点、次回の施設利用時の割引券など、メリットのあるものであれば、どのようなものでも結構です。

4 協賛の届出

協賛して活動していただける場合は、「「ハレノポリスくーポン」事業の協賛届出書」（様式第2号）に必要事項を記入の上、各警察署生活安全課（生活安全第一課、生活安全刑事課を含みます。）又は警察本部生活安全企画課に提出してください。

5 留意事項

次に該当する場合、クーポン機能への掲載を取りやめる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

- (1) 届出者自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」といいます。）であった場合
- (2) 反社会的勢力に自己の名義を利用して届出を行った場合
- (3) 警察業務の公平性、中立性に疑義が生じるおそれがある認められた場合
- (4) その他、協賛店舗等としてクーポンを掲載することが相応しくない行為等が認められた場合

6 その他

- (1) クーポン対象商品等に対する質疑等については、店舗と利用者の当事者間で解決をお願いします。
- (2) クーポン機能欄に、画像データや店舗ロゴ等の使用希望データがあれば、その旨と当該データをメールにて警察本部生活安全企画課（メールアドレス：pseikatu@pref.okayama.lg.jp）まで送信願います。